

# 定 款

技研ホールディングス株式会社

技研ホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、技研ホールディングス株式会社（英文で表示をする場合は、Giken Holdings Co., Ltd.）と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

- (1) 消波・根固用六脚ブロック等および土留、環境保全型、擁壁用コンクリート二次製品ブロックの販売ならびに設計、施工
  - (2) 前号製品の製造用型枠等の賃貸
  - (3) 土木・建築の設計および施工、土地の測量ならびに地質調査
  - (4) 放射線利用施設、電磁波利用施設、音響施設等に関する測定および設計、施工
  - (5) 前号の放射線防護、電磁波遮蔽、吸音・遮音等商品の販売
  - (6) 電力制御機器装置の設計、開発、製造、販売、賃貸、リースおよび保守
  - (7) 高度管理医療機器等の販売、賃貸
  - (8) 電気工事、据付工事の設計、施工
  - (9) 環境緑化、造園および公害対策工事等の設計、施工
  - (10) 前各号に関連するコンサルタント業務
  - (11) 防錆剤、剥離剤等の塗料化学製品の販売
  - (12) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介および管理に関する業務
  - (13) 土木、建築に関する資材の販売
  - (14) 損害保険の代理店業務
  - (15) 太陽光等による発電および売電事業
  - (16) 前各号に付帯する一切の業務
2. 当会社は、前項各号に掲げる事業を営むことできる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行なうことが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買い増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(決議事項)

第12条 募集株式の発行及び新株予約権の発行等に関する事項は、株主総会の決議を要する。

(株式取扱規則)

第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続等は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、12名以内とする。

2. 監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会

において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役社長・各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役・各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただ

し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」）という。は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償の限度額は法令が定める金額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第30条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれを記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3カ年を経過しても、なお受領されていないときは、当会社からその支払の義務を免れるものとする。

平成30年1月9日 制定

令和2年6月27日 改訂

令和4年6月25日 改訂